

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年8月25日提出
【計算期間】	第5特定期間(自 2024年11月26日至 2025年5月26日)
【ファンド名】	シンガポールREITファンド（毎月分配型） シンガポールREITファンド（資産成長型）
【発行者名】	SOMPOアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 力
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目2番16号
【事務連絡者氏名】	津田 浩平
【連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目2番16号
【電話番号】	03-5290-3400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的に、「シンガポールREITマザーファンド」（以下「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。）受益証券を主要投資対象として運用を行うことを基本とします。
- ② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて金1,500億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
- ③ 一般社団法人投資信託協会が定めるファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表（ファンド共通）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 () 資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類の定義（ファンド共通）>

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	不動産投信	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

シンガポールREITファンド（毎月分配型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
一般	年2回	日本 北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株 中小型株	年4回 年6回	欧州 アジア		

債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (不動産投信)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	(隔月)	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング		
	年12回			
	(毎月)			
	日々			
	その他			
	()			

(注1) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) ファミリーファンドの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

(注3) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

シンガポールREITファンド（資産成長型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファ ンド	あり ()
一般	年2回	日本 北米 欧州	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし
大型株 中小型株	年4回 年6回	アジア		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (不動産投信)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	(隔月)	オセアニア		
	年12回	中南米		
	(毎月)	アフリカ		
	日々	中近東		
	その他	(中東)		
	()	エマージング		

(注1) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) ファミリーファンドの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

(注3) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜属性区分の定義（ファンド共通）＞

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(不動産投信))	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年12回 (毎月)	目論見書又は信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	目論見書又は信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	アジア	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

＜ファンドの特色＞

● ファンドの目的

シンガポール証券取引所に上場されている不動産投資信託証券等を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。

● ファンドの特色

1 主としてシンガポール証券取引所に上場[※]されているリート（不動産投資信託証券）等に投資します。

※上場前の新規募集または売出し、もしくは上場後の追加募集又は売出しに係るものを含みます。

REIT（リート）とは

- ・リート(REIT)とはReal Estate Investment Trustの略で、不動産投資信託及び不動産投資法人をいいます。
- ・リートは投資者から集めた資金でオフィスビル、商業施設等の複数の不動産に分散投資し、それらの不動産から生じる賃料収入や売却益等を収益源として、投資者に収益を分配します。



2

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

3

運用にあたっては、U O B アセットマネジメント・リミテッドの投資助言を受けます。

- シンガポール3大銀行の1つであるユナイテッド・オーバーシーズ銀行傘下の運用会社で、シンガポール・リートに精通するU O B アセットマネジメント・リミテッドの投資助言を受け、S O M P O アセットマネジメントが運用を行います。

<運用プロセス>

シンガポール取引所上場のシンガポール・リート等

- ・シンガポール・リートにフォーカス
- ・時価総額、流動性によるスクリーニング

U O B アセットマネジメント・
リミテッド

投資可能ユニバース

- ・定量・定性両面でのスクリーニング
- ・利益成長率、分配金、バリュエーション、コーポレートガバナンスなど

U O B アセットマネジメント・
リミテッド

承認銘柄リスト

- ・ボトムアップによる銘柄選択
- ・トップダウンによる補完的分析

U O B アセットマネジメント・
リミテッド

ポートフォリオ構築

S O M P O
アセットマネジメント

4

「毎月分配型」と「資産成長型」があります。

＜毎月分配型＞

原則、毎月25日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に、収益の分配を行います。

毎月分配型は、決算期毎にインカム収入[※]を中心に分配を行うことを目指すファンドです。

※ インカム収入とは、REITの配当収入等をいいます。

- ・ ファンドに蓄積された過去の運用成果（分配原資）を加味する場合があります。
- ・ 投資対象資産や為替の値動き等により基準価額が下落した場合でも、原則として、インカム収入相当については、分配を行います。

＜資産成長型＞

原則、毎年5月・11月の各25日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に、収益の分配を行います。

資産成長型は、中長期的な観点から、複利効果による資産の成長を目指すために分配を抑えるファンドです。

- 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

- ・ 各ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定められたものであり、支配的な銘柄[※]が存在するファンドをいいます。

※ 支配的な銘柄とは、寄与度（投資対象候補銘柄の時価総額に占める一発行体あたりの時価総額の構成割合、またはベンチマークにおける一発行体あたりの構成割合）が10%を超える、または超える可能性が高いものをいいます。

- ・ 各ファンドの実質的な投資対象であるシンガポールのリート市場には、構成割合が10%を超える可能性の高い銘柄が存在します。そのため、各ファンドの運用にあたっては、同一銘柄を純資産総額の10%を超えて組入れる可能性があります。特定の銘柄への投資が集中することによって、その銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

投資信託の純資産

分配金

- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

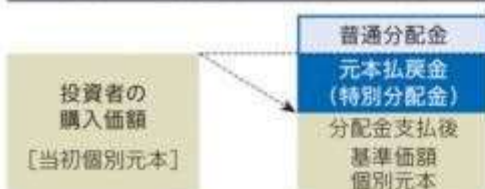
分配対象額は、以下①～④です。

①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金

※上記はイメージです。実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

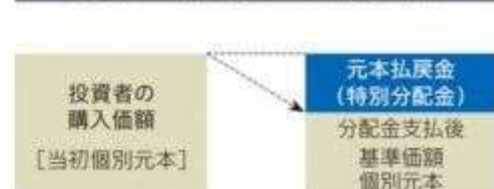
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が
元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が
元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 (特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(2) 【ファンドの沿革】

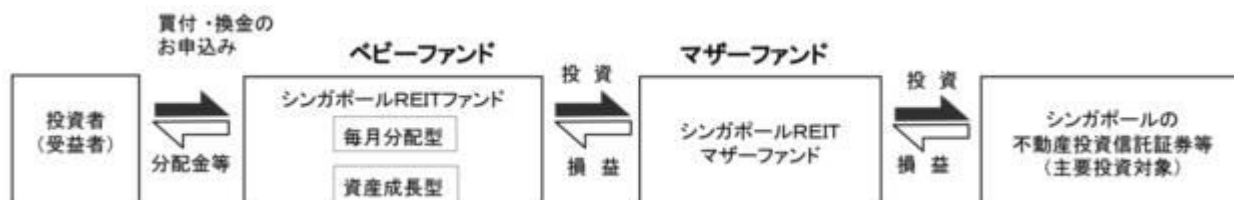
2022年11月30日

信託契約締結、設定、運用開始

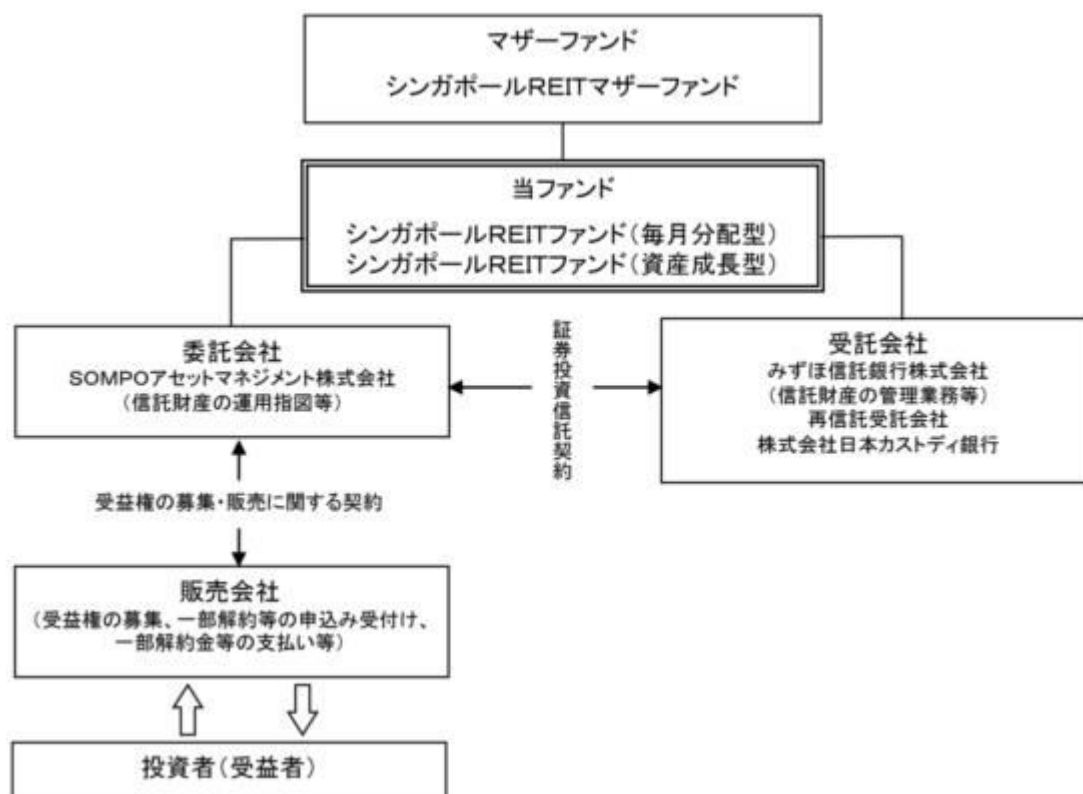
（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。ファンドは「ベビーファンド」にあたります。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



ファンドの関係法人図



② ファンドの関係法人

（i）委託会社または委託者：SOMPOアセットマネジメント株式会社

ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

（ii）販売会社

委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

（iii）受託会社または受託者：みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

委託会社との証券投資信託契約に基づき、ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金および償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

③ 委託会社等の概況

(i) 資本金の額 1,550百万円 (2025年5月末現在)

(ii) 委託会社の沿革

1986年	2月25日	安田火災投資顧問株式会社設立
1987年	2月20日	投資顧問業の登録
1987年	9月9日	投資一任業務の認可取得
1991年	6月1日	ブリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災ブリンソン投資顧問株式会社に商号変更
1998年	1月1日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
1998年	3月3日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年	3月31日	証券投資信託委託業の免許取得
2002年	7月1日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2007年	9月30日	金融商品取引業者として登録
2010年	10月1日	ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更
2020年	4月1日	SOMPOアセットマネジメント株式会社に商号変更

(iii) 大株主の状況 (2025年5月末現在)

名称	住所（所在地）	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
SOMPOホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	24,085	100.0

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<毎月分配型>

a. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的とします。

b. 運用方針

① 投資対象

シンガポールREITマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

(i) シンガポールREITマザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）受益証券への投資を通じて、主としてシンガポール証券取引所に上場（上場前の新規募集又は売出し、若しくは上場後の追加募集又は売出しに係るものを含みます。）されている不動産投資信託証券等を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。

(ii) 親投資信託の組入比率は、原則として高位を基本とします。

(iii) 親投資信託の運用にあたっては、投資助言会社による投資助言をもとに投資判断を行います。

(iv) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

(v) 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜資産成長型＞

a. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的とします。

b. 運用方針

① 投資対象

シンガポールREITマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

- (i) シンガポールREITマザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）受益証券への投資を通じて、主としてシンガポール証券取引所に上場（上場前の新規募集又は売出し、若しくは上場後の追加募集又は売出しに係るものを含みます。）されている不動産投資信託証券等を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
- (ii) 親投資信託の組入比率は、原則として高位を基本とします。
- (iii) 親投資信託の運用にあたっては、投資助言会社による投資助言をもとに投資判断を行います。
- (iv) 実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。
- (v) 資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

- ① この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

- ② 委託会社は、信託金を、主としてSOMPOアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「シンガポールREITマザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から11.までの証券または証

書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1.の証券ならびに証書、12. および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12. および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの
- ④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

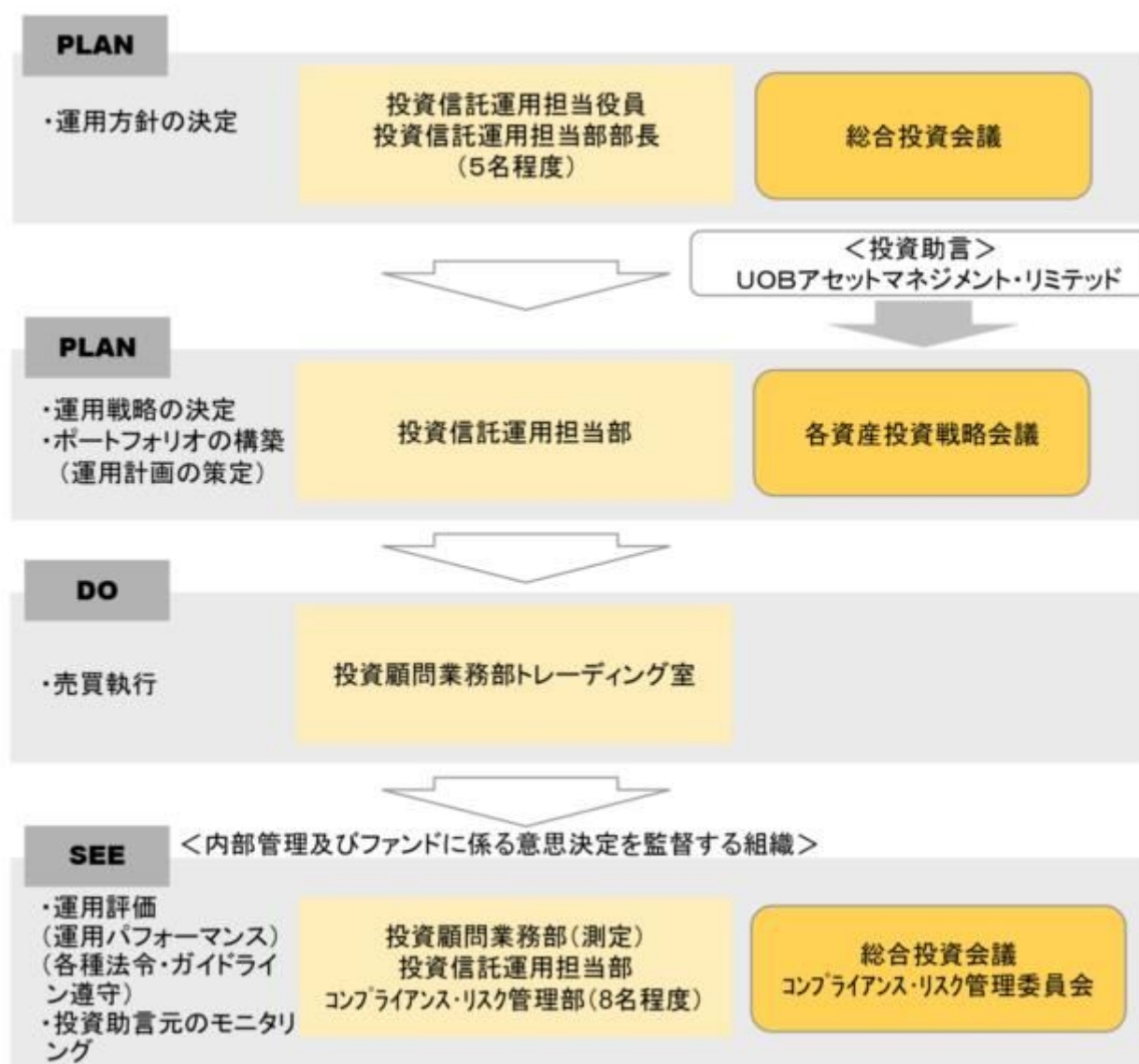
（運用体制）

- ① 総合投資会議は、ファンドの運用方針の分析と決定を行います。
- ② ファンドは、UOBアセットマネジメント・リミテッド（以下、「投資助言元」といいます。）から、ポートフォリオ構築等に資する投資助言を受けています。
- ③ 各資産投資戦略会議は、総合投資会議の運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運用担当部が運用計画を策定します。
- ④ 各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。
- ⑤ 運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。

（社内規程）

社内規程でファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、投資助言元の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。



※2025年5月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（「毎月分配型」は原則として毎月25日。「資産成長型」は原則として5月、11月の各25日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

ａ．各ファンドの信託約款に基づく投資制限

＜毎月分配型＞

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券（親投資信託受益証券および上場投資信託証券（取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なものをいいます。以下同じ。）ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 投資する株式等の範囲
 - （i） 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - （ii） 前記（i）の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ⑨ 信用取引の指図範囲
 - （i） 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - （ii） 前記（i）の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - （iii） 信託財産の一部解約等の事由により、前記（ii）の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ⑩ 公社債の空売りの指図および範囲
 - （i） 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - （ii） 前記（i）の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、前記（ii）の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ⑪ 公社債の借入れの指図および範囲
- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ii) 前記（i）の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、前記（ii）の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (iv) 前記（i）の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- ⑫ 先物取引等の運用指図
- (i) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- (ii) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (iii) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑬ スワップ取引の運用指図
- (i) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (iv) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑭ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図
- (i) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- (ii) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (iv) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れ

が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑮ 有価証券の貸付の指図および範囲

(i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1. および2. の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 前記1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑯ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑰ 外国為替予約の指図

(i) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(ii) 前記(i)の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(iii) 前記(ii)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑱ 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑲ デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑳ 資金の借入れ

(i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

(iii) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

21 受託会社による資金の立替え

(i) 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ii) 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

(iii) 前記(i)および(ii)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<資産成長型>

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦ 投資信託証券（親投資信託受益証券および上場投資信託証券（取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なものをいいます。以下同じ。）ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑧ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑨ 投資する株式等の範囲

(i) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ii) 前記(i)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑩ 信用取引の指図範囲

(i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ii) 前記(i)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の

時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、前記（ii）の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑪ 公社債の空売りの指図および範囲

- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けすることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ii) 前記（i）の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、前記（ii）の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑫ 公社債の借入れの指図および範囲

- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ii) 前記（i）の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、前記（ii）の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (iv) 前記（i）の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑬ 先物取引等の運用指図

- (i) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- (ii) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (iii) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑭ スワップ取引の運用指図

- (i) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で

評価するものとします。

- (iv) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑮ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図
 - (i) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
 - (ii) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (iii) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 - (iv) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑯ 有価証券の貸付の指図および範囲
 - (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1. および2. の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - (ii) 前記1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - (iii) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑰ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑱ 外国為替予約の指図
 - (i) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
 - (ii) 前記(i)の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - (iii) 前記(ii)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ⑲ 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑳ デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

21 資金の借入れ

- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ii) 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- (iii) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

22 受託会社による資金の立替え

- (i) 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ii) 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- (iii) 前記(i)および(ii)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

b. 法令に基づく投資制限

① 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないとされています。

② デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを指図してはならないとされています。

(参考)「シンガポールREITマザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的とします。

2. 運用方針

(1) 投資対象

シンガポール証券取引所に上場（上場前の新規募集又は売出し、若しくは上場後の追加募集又は売出しに係るものを含みます。）されている不動産投資信託証券等を主要投資対象とします。

（２）投資態度

- ① 主としてシンガポール証券取引所に上場（上場前の新規募集又は売出し、若しくは上場後の追加募集又は売出しに係るものを含みます。）されている不動産投資信託証券等を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
- ② 不動産投資信託証券等の組入比率は、原則として高位を基本とします。
- ③ 運用にあたっては、投資助言会社による投資助言をもとに投資判断を行います。
- ④ 組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なものをいいます。以下同じ。））ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。
- ⑨ スワップ取引は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。
- ⑩ 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。
- ⑪ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避するため行うことができます。
- ⑫ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑬ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

3【投資リスク】

各ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属いたします。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

各ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<各ファンドの投資にかかるリスク>

①価格変動リスク

リートの価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策、不動産市況や保有する不動産の状況等の影響を

受けて変動します。組入れているリートの価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

②流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

③信用リスク

リートの価格は、発行体の財務状態、経営、業績、保有する不動産の状況等の悪化及びそれらに関する外部評価が悪化した場合には下落することがあります。組入れているリートの価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、リートの価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

④為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。

為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤銘柄集中投資のリスク

各ファンドの投資対象には、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

⑥コール・ローン等の短期金融商品の取引相手の債務不履行等により、当該金融商品等の取引ができなかった場合等は、ファンドが影響を受ける場合があります。

<その他の留意点>

①クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

②大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

③マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

④ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

⑤販売会社より委託会社に対して申込金額の払込みが実際になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

委託会社は収益分配金、償還金および一部解約金を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

⑥お申込み、ご換金に関わる留意点

<お申込時>

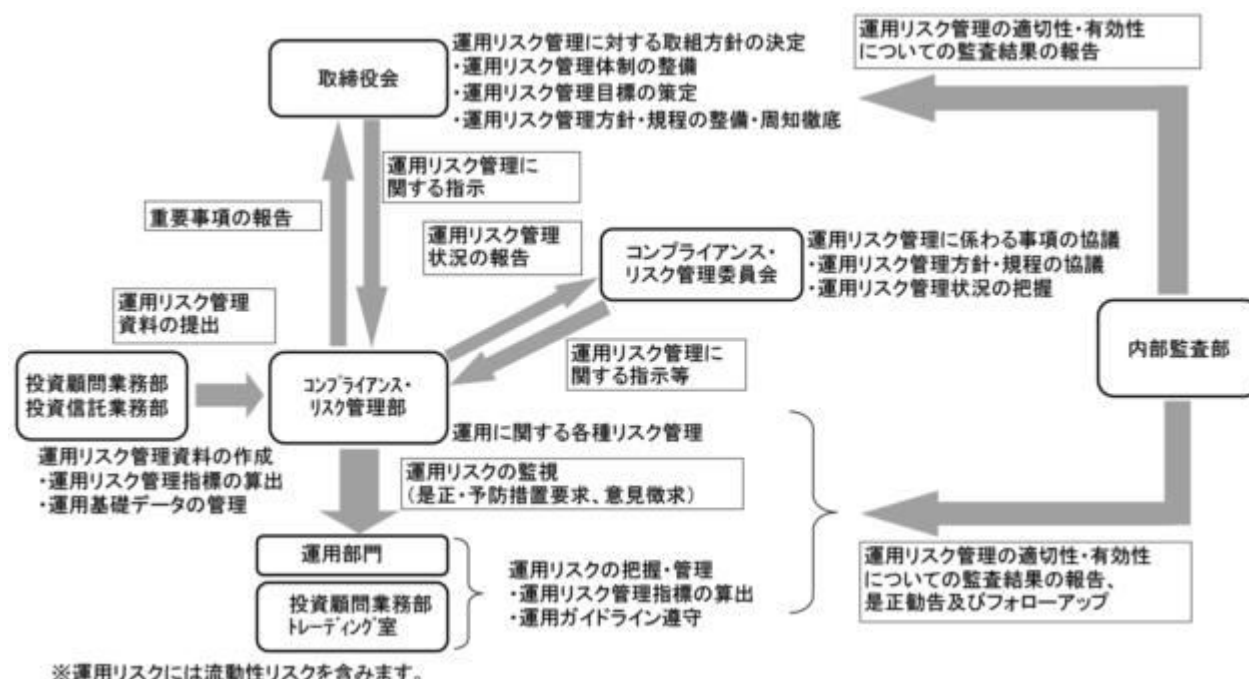
委託会社は、取得申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断

したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

＜ご換金時＞

委託会社は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

＜リスクの管理体制＞



（注）上図は、2025年5月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

※流動性リスクに対する管理体制

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策等を策定しています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、担当役員が監督し、管理状況およびその有効性等については、定期的に社内委員会に報告されます。

(1) 【申込手数料】

＜申込み時に受益者が負担する費用・税金＞

時期	項目	費用・税金	
申込み時	申込手数料 および消費税等相当額	申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 ※申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価

- ※1 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。
- ※2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。
- ※3 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

時期	項目	費用
解約請求時	信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%

(3) 【信託報酬等】

- ① 委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.573%（税抜1.43%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりです（下記④のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）。

委託会社	年率0.75%（税抜）	ファンドの運用の対価
販売会社	年率0.65%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.03%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

- ② 信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。
- ④ 信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。
- ⑤ 委託会社の報酬には、投資助言会社であるUOBアセットマネジメント・リミテッドへの報酬が含まれます。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて日々計算し、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁することができます。支弁時期は信託報酬と同様です。

監査費用	監査法人に支払うファンド監査にかかる費用
------	----------------------

※ 上記の費用等については、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

- ③ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用及びマザーファンドの換金に伴う信託財産留保額についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

（５）【課税上の取扱い】

① 個人の受益者に対する課税

<収益分配時>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。

<一部解約時および償還時>

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

（注１） 個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記<収益分配金の課税について>をご参照ください。）。

（注２） 収益分配金の課税について

- ・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配

金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

- ※ 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
- ※ 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となります。
- ※ 資産成長型は、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ※ 毎月分配型は、NISAの対象ではありません。
 - ・少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合
一定額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 上記は2025年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

●直近の運用報告書の作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下のとおりです。

ファンド名	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
毎月分配型	2.66%	1.57%	1.09%
資産成長型	2.60%	1.57%	1.03%

※対象期間は2024年11月26日から2025年5月26日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

シンガポールREITファンド（毎月分配型）

2025年5月30日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	61,732,861	97.51
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	—	1,573,527	2.49
純資産総額		63,306,388	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

シンガポールREITファンド（資産成長型）

2025年5月30日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	103,523,837	97.41
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	—	2,753,604	2.59

純資産総額	106,277,441	100.00
-------	-------------	--------

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（参考）シンガポールREITマザーファンド

2025年5月30日現在			
資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	シンガポール	144,255,517	87.29
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	—	20,996,208	12.71
純資産総額		165,251,725	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

シンガポールREITファンド（毎月分配型）

2025年5月30日現在									
順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	シンガポールREITマザーファ ンド	58,838,030	1.0398	61,179,783	1.0492	61,732,861	97.51

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。
（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年5月30日現在	
種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.51
合計	97.51

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

シンガポールREITファンド（資産成長型）

2025年5月30日現在									
順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	シンガポールREITマザーファ ンド	98,669,308	1.0398	102,596,346	1.0492	103,523,837	97.41

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。
（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年5月30日現在	
種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.41
合計	97.41

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

（参考）シンガポールREITマザーファンド

2025年5月30日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	シンガ ポール	投資証券	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	97,384	214.55	20,894,711	232.44	22,635,937	13.70
2	シンガ ポール	投資証券	CAPITALAND ASCENDAS REIT	73,600	283.84	20,890,992	291.66	21,466,728	12.99
3	シンガ ポール	投資証券	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	113,300	136.33	15,446,756	121.80	13,800,790	8.35
4	シンガ ポール	投資証券	FRASERS CENTREPOINT TRUST	56,167	235.49	13,227,160	244.73	13,745,890	8.32
5	シンガ ポール	投資証券	AIMS APAC REIT	92,700	138.38	12,827,932	146.39	13,570,585	8.21
6	シンガ ポール	投資証券	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	28,900	419.06	12,110,907	448.11	12,950,596	7.84
7	シンガ ポール	投資証券	KEPPEL DC REIT	36,898	244.73	9,030,140	242.49	8,947,673	5.41
8	シンガ ポール	投資証券	CAPITALAND ASCOTT TRUST	79,900	97.22	7,768,077	96.10	7,678,789	4.65
9	シンガ ポール	投資証券	KEPPEL REIT	76,800	93.87	7,209,216	94.98	7,295,040	4.41
10	シンガ ポール	投資証券	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	30,400	251.43	7,643,700	214.56	6,522,624	3.95
11	シンガ ポール	投資証券	MAPLETREE PAN ASIA COMM	44,700	135.21	6,044,222	130.74	5,844,413	3.54
12	シンガ ポール	投資証券	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL	57,900	99.92	5,785,756	88.28	5,111,557	3.09
13	シンガ ポール	投資証券	SUNTEC REIT	37,100	127.40	4,726,639	126.27	4,684,895	2.84

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年5月30日現在

種類	投資比率（%）
投資証券	87.29
合計	87.29

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

シンガポールREITファンド（毎月分配型）

該当事項はありません。

シンガポールREITファンド（資産成長型）

該当事項はありません。

（参考）シンガポールREITマザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

シンガポールREITファンド（毎月分配型）

該当事項はありません。

シンガポールREITファンド（資産成長型）

該当事項はありません。

（参考）シンガポールREITマザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

シンガポールREITファンド（毎月分配型）

直近日（2025年5月末）、同日前１年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）		１口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（2023年 5月25日）	433,178,352	434,460,402	1.0136	1.0166
第2特定期間末（2023年11月27日）	331,462,064	332,442,550	1.0142	1.0172
第3特定期間末（2024年 5月27日）	229,024,217	229,711,191	1.0001	1.0031
第4特定期間末（2024年11月25日）	79,334,790	79,581,514	0.9647	0.9677
第5特定期間末（2025年 5月26日）	62,751,355	62,956,549	0.9174	0.9204
2024年 5月末日	226,503,257	—	0.9889	—
6月末日	213,430,195	—	0.9825	—
7月末日	204,873,015	—	0.9878	—
8月末日	199,548,028	—	1.0141	—
9月末日	197,966,940	—	1.0505	—
10月末日	127,874,008	—	1.0284	—
11月末日	79,660,510	—	0.9652	—
12月末日	80,252,839	—	0.9704	—
2025年 1月末日	78,705,132	—	0.9502	—
2月末日	75,188,722	—	0.9165	—
3月末日	66,511,399	—	0.9551	—
4月末日	62,600,084	—	0.9158	—
5月末日	63,306,388	—	0.9254	—

シンガポールREITファンド（資産成長型）

直近日（2025年5月末）、同日前１年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）		１口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2023年 5月25日）	267,745,090	267,745,090	1.0249	1.0249
第2計算期間末（2023年11月27日）	238,616,517	238,616,517	1.0448	1.0448

第3計算期間末	(2024年 5月27日)	144,283,202	144,283,202	1.0493	1.0493
第4計算期間末	(2024年11月25日)	102,737,137	102,737,137	1.0300	1.0300
第5計算期間末	(2025年 5月26日)	106,449,201	106,449,201	1.0005	1.0005
2024年 5月末日		140,592,329	—	1.0376	—
6月末日		130,214,084	—	1.0346	—
7月末日		128,833,903	—	1.0427	—
8月末日		131,505,672	—	1.0734	—
9月末日		124,702,492	—	1.1153	—
10月末日		117,060,028	—	1.0950	—
11月末日		100,839,532	—	1.0306	—
12月末日		100,273,625	—	1.0399	—
2025年 1月末日		104,596,544	—	1.0216	—
2月末日		100,495,896	—	0.9892	—
3月末日		107,888,786	—	1.0336	—
4月末日		104,648,975	—	0.9955	—
5月末日		106,277,441	—	1.0092	—

②【分配の推移】

シンガポールREITファンド（毎月分配型）

	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0120
第2特定期間	0.0180
第3特定期間	0.0180
第4特定期間	0.0180
第5特定期間	0.0180

シンガポールREITファンド（資産成長型）

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

シンガポールREITファンド（毎月分配型）

	収益率（%）
第1特定期間	2.6
第2特定期間	1.8
第3特定期間	0.4
第4特定期間	△1.7
第5特定期間	△3.0

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。
 なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

シンガポールREITファンド（資産成長型）

	収益率（％）
第1計算期間	2.5
第2計算期間	1.9
第3計算期間	0.4
第4計算期間	△1.8
第5計算期間	△2.9

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。
 なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

シンガポールREITファンド（毎月分配型）

	設定口数	解約口数
第1特定期間	430,450,000	3,100,000
第2特定期間	35,018,981	135,540,000
第3特定期間	10,303,807	108,141,283
第4特定期間	1,827,440	148,577,544
第5特定期間	1,458,173	15,301,504

（注1）本邦外における設定及び解約はございません。

（注2）設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

シンガポールREITファンド（資産成長型）

	設定口数	解約口数
第1計算期間	261,244,846	—
第2計算期間	12,497,816	45,348,695
第3計算期間	40,551,226	131,447,486
第4計算期間	9,182,278	46,935,451
第5計算期間	15,827,693	9,176,444

（注1）本邦外における設定及び解約はございません。

（注2）設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

《参考情報》

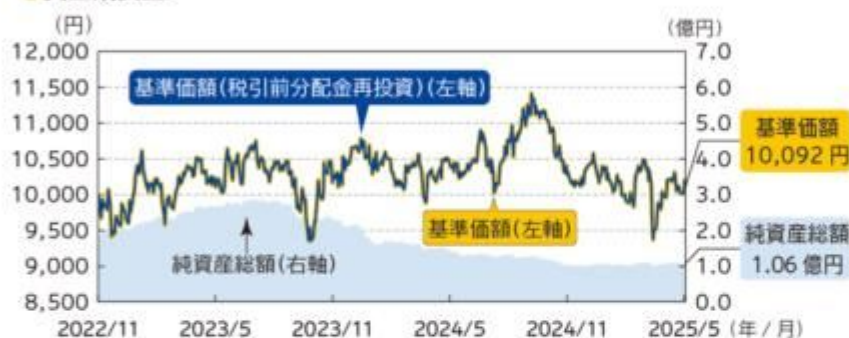
基準日:2025年5月30日

● 基準価額・純資産の推移 2022/11/30～2025/05/30

● 毎月分配型



● 資産成長型



- 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しています。
- 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

● 分配の推移

● 毎月分配型

2025年01月	30円
2025年02月	30円
2025年03月	30円
2025年04月	30円
2025年05月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	840円

● 資産成長型

2023年05月	0円
2023年11月	0円
2024年05月	0円
2024年11月	0円
2025年05月	0円
設定来累計	0円

● 1万口当たり、税引前

● 主要な資産の状況

● 毎月分配型

資産別構成	
資産の種類	純資産比
シンガポールREITマザーファンド	97.51%
コール・ローン等	2.49%
合 計	100.00%

● シンガポールREITマザーファンド

資産別構成	
資産の種類	純資産比
投資証券等	87.29%
コール・ローン等	12.71%
合 計	100.00%

● 資産成長型

資産別構成	
資産の種類	純資産比
シンガポールREITマザーファンド	97.41%
コール・ローン等	2.59%
合 計	100.00%

組入上位5業種

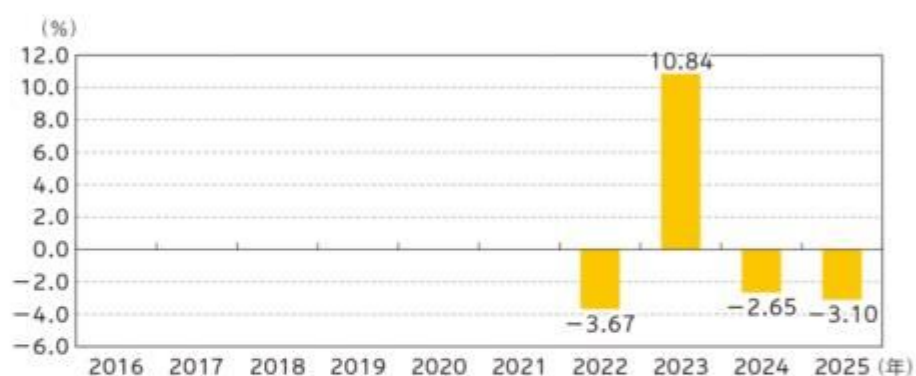
	業 種	純資産比
1	工業用REIT	36.6%
2	店舗用REIT	25.6%
3	ヘルスケアREIT	7.8%
4	専門REIT	5.4%
5	ホテル・リゾートREIT	4.6%

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

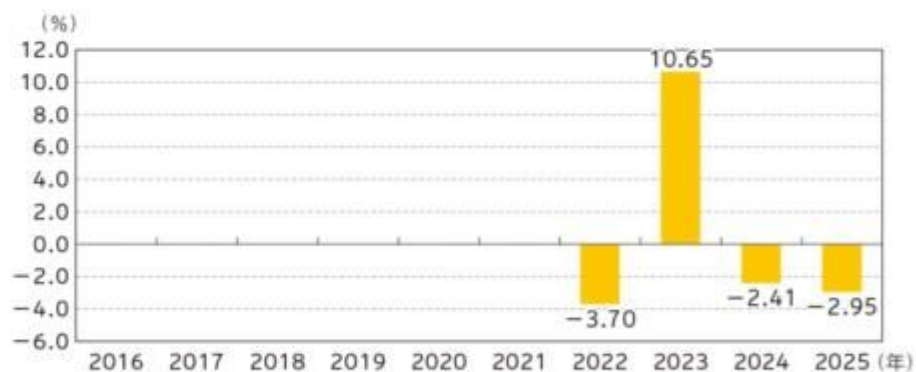
組入上位10銘柄					
	銘柄名	通貨	発行国	業種	純資産比
1	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	シンガポール・ドル	シンガポール	店舗用REIT	13.7%
2	CAPITALAND ASCENDAS REIT	シンガポール・ドル	シンガポール	工業用REIT	13.0%
3	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	シンガポール・ドル	シンガポール	工業用REIT	8.4%
4	FRASERS CENTREPOINT TRUST	シンガポール・ドル	シンガポール	店舗用REIT	8.3%
5	AIMS APAC REIT	シンガポール・ドル	シンガポール	工業用REIT	8.2%
6	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	シンガポール・ドル	シンガポール	ヘルスケアREIT	7.8%
7	KEPPEL DC REIT	シンガポール・ドル	シンガポール	専門REIT	5.4%
8	CAPITALAND ASCOTT TRUST	シンガポール・ドル	シンガポール	ホテル・リゾートREIT	4.6%
9	KEPPEL REIT	シンガポール・ドル	シンガポール	オフィスREIT	4.4%
10	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	シンガポール・ドル	シンガポール	工業用REIT	3.9%
組入銘柄数				13銘柄	

年間収益率の推移（暦年ベース）

● 毎月分配型



● 資産成長型



- ファンドの年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資)を使用して計算しています。
- 2022年は設定日(11月30日)から年末、2025年は年初から基準日までの収益率です。
- 各ファンドはベンチマークを設定していません。

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。

ただし、継続申込期間中であっても、下記の取得申込不可日にあたる日は取得のお申込みの受

付はできません。

＜取得申込不可日＞

・シンガポール証券取引所の休業日

※上記の休業日は半日休業日を含みます。

お申込みの受付は、原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）。

委託会社は、取得申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

- (2) 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設します。ファンドには、分配金を受け取る「一般コース」と、収益の分配がなされた場合で税金を差引いた後に分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、ファンドの取得申込みの際に、いずれかのコースをお選びいただくこととなります。

※販売会社によってはいずれか一つのコースのみの取扱いとなる場合もあります。

- (3) 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日における基準価額[※]とします。

※基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

■委託会社の照会先

SOMPOアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sompo-am.co.jp/>

- (4) お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

※申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (5) お申込単位は、販売会社が定める単位とします。

※申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受

益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、下記の日においては一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

＜解約申込不可日＞

・シンガポール証券取引所の休業日

※上記の休業日は半日休業日を含みます。

一部解約の受付は、原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものと、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）。

- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (3) 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額[※]として控除した解約価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。

※信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

- (4) 委託会社は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受

付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

(5) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

② 基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

■委託会社の照会先

SOMPOアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sompo-am.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

<毎月分配型>

2032年11月25日までとします。ただし、この信託期間中に信託約款第51条第1項、第53条第1項、第54条第1項および第56条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

<資産成長型>

無期限とします。ただし、この信託期間中に信託約款第51条第1項、第53条第1項、第54条第1項および第56条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。

(4) 【計算期間】

<毎月分配型>

原則として毎月26日から翌月25日までとします。なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

<資産成長型>

原則として毎年5月26日から11月25日および11月26日から翌年5月25日までとします。なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

- (i) 委託会社は、信託期間中において、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回っているとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託会社は、前記(i)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (iii) 前記(ii)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下(iii)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iv) 前記(ii)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (v) 前記(ii)から(iv)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(ii)から(iv)までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

② 信託契約に関する監督官庁の命令

- (i) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ii) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第52条の規定にしたがいます。

③ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- (i) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - (ii) 前記(i)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第52条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- ④ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- (i) 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - (ii) 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- ⑤ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- (i) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第52条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
 - (ii) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ⑥ 信託約款の変更等
- (i) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本⑥(i)から(vii)までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - (ii) 委託会社は、前記(i)の事項（前記(i)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記(i)の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - (iii) 前記(ii)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下(iii)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - (iv) 前記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - (v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - (vi) 前記(ii)から(v)までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - (vii) 前記(i)から(vi)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑦ 運用状況に係る情報の提供

- (i) 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。
- (ii) 前記(i)の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から前記(i)に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

⑧ 公告

- (i) 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.sompo-am.co.jp/>
- (ii) 前記(i)の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑨ 関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

⑩ 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは委託会社において行うものとします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。償還金は、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。ただし、下記の日においては一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

＜解約申込不可日＞

・シンガポール証券取引所の休業日

※上記の休業日は半日休業日を含みます。

受付は、原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

【シンガポールREITファンド（毎月分配型）】

- 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、2024年11月26日から2025年5月26日までの財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	前 期 2024年11月25日現在	当 期 2025年5月26日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,183,086	1,863,207
親投資信託受益証券	76,788,419	61,179,783
未収入金	40,000,000	-
未収利息	3	17
流動資産合計	117,971,508	63,043,007
資産合計	117,971,508	63,043,007
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	246,724	205,194
未払解約金	38,228,058	988
未払受託者報酬	3,377	1,783
未払委託者報酬	157,588	83,181
その他未払費用	971	506
流動負債合計	38,636,718	291,652
負債合計	38,636,718	291,652
純資産の部		
元本等		
元本	82,241,401	68,398,070
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,906,611	△5,646,715
元本等合計	79,334,790	62,751,355
純資産合計	79,334,790	62,751,355
負債純資産合計	117,971,508	63,043,007

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前 期 自 2024年5月28日 至 2024年11月25日	当 期 自 2024年11月26日 至 2025年5月26日
営業収益		
受取利息	1,925	3,055
有価証券売買等損益	3,960,605	△1,608,636
営業収益合計	3,962,530	△1,605,581
営業費用		
受託者報酬	30,433	11,995
委託者報酬	1,420,227	559,601
その他費用	14,707	3,414
営業費用合計	1,465,367	575,010
営業利益又は営業損失（△）	2,497,163	△2,180,591
経常利益又は経常損失（△）	2,497,163	△2,180,591
当期純利益又は当期純損失（△）	2,497,163	△2,180,591
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,335,713	193,916
期首剰余金又は期首欠損金（△）	32,712	△2,906,611
剰余金増加額又は欠損金減少額	414,596	1,057,275
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	386,898	1,057,275
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,698	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,119,830	61,028
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,109,088	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,742	61,028
分配金	3,066,965	1,361,844
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,906,611	△5,646,715

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
2. 費用・収益の計上基準	移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年5月25日及び11月25日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当特定期間末日を2025年5月26日としております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	前期 2024年11月25日現在	当期 2025年5月26日現在
1. 受益権の総数	82,241,401口	68,398,070口
2. 元本の欠損	2,906,611円	5,646,715円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.9647円 (9,647円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.9174円 (9,174円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前 期 自 2024年5月28日 至 2024年11月25日	当 期 自 2024年11月26日 至 2025年5月26日
1. 分配金の計算過程	(自2024年5月28日 至2024年6月25日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(0円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,818,946円)及び分配準備積立金(11,404,502円)より分配対象収益は13,223,448円(1万口当たり609.01円)であり、うち651,365円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 (自2024年6月26日 至2024年7月25日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(220円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,792,019円)及び分配準備積立金(10,484,704円)より分配対象収益は12,276,943円(1万口当たり579.67円)であり、うち635,366円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 (自2024年7月26日 至2024年8月26日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(2,811,497円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,686,795円)及び分配準備積立金(9,171,781円)より分配対象収益は13,670,073円(1万口当たり695.07円)であり、うち589,996円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 (自2024年8月27日 至2024年9月25日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(295,109円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,639,983円)及び分配準備積立金(10,913,918円)より分配対象収益は12,849,010円(1万口当たり681.73円)であり、うち565,414円(1万口当たり30円)を分配金額としております。	(自2024年11月26日 至2024年12月25日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(35,939円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(768,271円)及び分配準備積立金(4,689,512円)より分配対象収益は5,493,722円(1万口当たり664.21円)であり、うち248,128円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 (自2024年12月26日 至2025年1月27日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(486円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(777,520円)及び分配準備積立金(4,476,319円)より分配対象収益は5,254,325円(1万口当たり634.26円)であり、うち248,515円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 (自2025年1月28日 至2025年2月25日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(789,714円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(773,794円)及び分配準備積立金(4,185,928円)より分配対象収益は5,749,436円(1万口当たり700.90円)であり、うち246,076円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 (自2025年2月26日 至2025年3月25日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(1,438円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(692,611円)及び分配準備積立金(4,004,075円)より分配対象収益は4,698,124円(1万口当たり674.70円)であり、うち208,894円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

項目	前 期 自 2024年5月28日 至 2024年11月25日	当 期 自 2024年11月26日 至 2025年5月26日
	（自2024年9月26日 至2024年10月25日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（0円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,104,634円）及び分配準備積立金（7,235,044円）より分配対象収益は8,339,678円（1万口当たり661.68円）であり、うち378,100円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 （自2024年10月26日 至2024年11月25日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（367,377円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（737,169円）及び分配準備積立金（4,568,893円）より分配対象収益は5,673,439円（1万口当たり689.83円）であり、うち246,724円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	（自2025年3月26日 至2025年4月25日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（34,414円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（684,623円）及び分配準備積立金（3,725,424円）より分配対象収益は4,444,461円（1万口当たり650.28円）であり、うち205,037円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 （自2025年4月26日 至2025年5月26日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（222,750円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（688,107円）及び分配準備積立金（3,554,748円）より分配対象収益は4,465,605円（1万口当たり652.86円）であり、うち205,194円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前 期 自 2024年5月28日 至 2024年11月25日	当 期 自 2024年11月26日 至 2025年5月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（1）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 （2）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前 期 2024年11月25日現在	当 期 2025年5月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 2024年11月25日現在	当 期 2025年5月26日現在
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項目	前 期 自 2024年5月28日 至 2024年11月25日	当 期 自 2024年11月26日 至 2025年5月26日
期首元本額	228,991,505円	82,241,401円
期中追加設定元本額	1,827,440円	1,458,173円
期中一部解約元本額	148,577,544円	15,301,504円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前 期 2024年11月25日現在	当 期 2025年5月26日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△5,785,825	117,675
合計	△5,785,825	117,675

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2025年5月26日現在

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	シンガポールREITマザーファンド	58,838,030	61,179,783	
合計		58,838,030	61,179,783	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【シンガポールREITファンド（資産成長型）】

- 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、2024年11月26日から2025年5月26日までの財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	第4期 2024年11月25日現在	第5期 2025年5月26日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,251,150	4,712,218
親投資信託受益証券	101,679,336	102,596,346
未収利息	6	45
流動資産合計	103,930,492	107,308,609
資産合計	103,930,492	107,308,609
負債の部		
流動負債		
未払解約金	200,530	41,446
未払受託者報酬	20,699	17,063
未払委託者報酬	966,186	796,010
その他未払費用	5,940	4,889
流動負債合計	1,193,355	859,408
負債合計	1,193,355	859,408
純資産の部		
元本等		
元本	99,744,534	106,395,783
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,992,603	53,418
元本等合計	102,737,137	106,449,201
純資産合計	102,737,137	106,449,201
負債純資産合計	103,930,492	107,308,609

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期 自 2024年5月28日 至 2024年11月25日	第5期 自 2024年11月26日 至 2025年5月26日
営業収益		
受取利息	1,603	5,210
有価証券売買等損益	△695,672	△2,382,990
営業収益合計	△694,069	△2,377,780
営業費用		
受託者報酬	20,699	17,063
委託者報酬	966,186	796,010
その他費用	11,880	4,889
営業費用合計	998,765	817,962
営業利益又は営業損失（△）	△1,692,834	△3,195,742
経常利益又は経常損失（△）	△1,692,834	△3,195,742
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,692,834	△3,195,742
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	493,688	△188,902
期首剰余金又は期首欠損金（△）	6,785,495	2,992,603
剰余金増加額又は欠損金減少額	643,293	316,596
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	643,293	316,596
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,249,663	248,941
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,249,663	248,941
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,992,603	53,418

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年5月25日及び11月25日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を2025年5月26日としております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	第4期 2024年11月25日現在	第5期 2025年5月26日現在
1. 受益権の総数	99,744,534口	106,395,783口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0300円 (1万口当たり純資産額) (10,300円)	1口当たり純資産額 1.0005円 (1万口当たり純資産額) (10,005円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第4期 自 2024年5月28日 至 2024年11月25日	第5期 自 2024年11月26日 至 2025年5月26日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における経費控除後の配当等収益(1,615,921円)（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,737,859円)及び分配準備積立金(4,280,541円)より分配対象収益は7,634,321円(1万口当たり765.37円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における経費控除後の配当等収益(1,142,786円)（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,790,632円)及び分配準備積立金(5,407,376円)より分配対象収益は9,340,794円(1万口当たり877.90円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第4期 自 2024年5月28日 至 2024年11月25日	第5期 自 2024年11月26日 至 2025年5月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 (2) 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

項目	第4期 自 2024年5月28日 至 2024年11月25日	第5期 自 2024年11月26日 至 2025年5月26日
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期 2024年11月25日現在	第5期 2025年5月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	（1）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （2）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 2024年11月25日現在	第5期 2025年5月26日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	第4期 自 2024年5月28日 至 2024年11月25日	第5期 自 2024年11月26日 至 2025年5月26日
期首元本額	137,497,707円	99,744,534円
期中追加設定元本額	9,182,278円	15,827,693円
期中一部解約元本額	46,935,451円	9,176,444円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第4期 2024年11月25日現在	第5期 2025年5月26日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△1,232,305	△2,377,909

合計	△1,232,305	△2,377,909
----	------------	------------

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年5月26日現在

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	シンガポールREITマザーファンド	98,669,308	102,596,346	
合計		98,669,308	102,596,346	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）
シンガポールREITファンド（毎月分配型）／（資産成長型）の主要投資対象の状況は以下のとおりです。
＊なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

シンガポールREITマザーファンド

貸借対照表

	2024年11月25日現在	2025年5月26日現在
科 目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	18,187,991	4,330,159
コール・ローン	849,696	1,582,409
投資証券	169,860,526	142,875,611
未収入金	28,158,177	13,834,134
未収配当金	1,513,904	1,150,408
未収利息	2	15
流動資産合計	218,570,296	163,772,736
資産合計	218,570,296	163,772,736
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	97,617	-
未払解約金	40,000,000	-
流動負債合計	40,097,617	-
負債合計	40,097,617	-
純資産の部		
元本等		
元本	167,669,820	157,507,338
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	10,802,859	6,265,398

	2024年11月25日現在	2025年5月26日現在
科 目	金額（円）	金額（円）
元本等合計	178,472,679	163,772,736
純資産合計	178,472,679	163,772,736
負債純資産合計	218,570,296	163,772,736

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法による時価法によっております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	2024年11月25日現在	2025年5月26日現在
1. 受益権の総数	167,669,820口	157,507,338口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0644円 (1万口当たり純資産額) (10,644円)	1口当たり純資産額 1.0398円 (1万口当たり純資産額) (10,398円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年5月28日 至 2024年11月25日	自 2024年11月26日 至 2025年5月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（1）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 為替予約取引は外貨の送金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。 （2）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

項目	自 2024年5月28日 至 2024年11月25日	自 2024年11月26日 至 2025年5月26日
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年11月25日現在	2025年5月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	（１）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

2024年11月25日現在	2025年5月26日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自 2024年5月28日 至 2024年11月25日	自 2024年11月26日 至 2025年5月26日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	338,691,329円	167,669,820円
同期中追加設定元本額	1,753,772円	5,965,198円
同期中一部解約元本額	172,775,281円	16,127,680円
元本の内訳＊		
シンガポールREITファンド（毎月分配型）	72,142,446円	58,838,030円
シンガポールREITファンド（資産成長型）	95,527,374円	98,669,308円
計	167,669,820円	157,507,338円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年11月25日現在	2025年5月26日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	△7,297,998	1,891
合計	△7,297,998	1,891

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

種類	2024年11月25日 現在				2025年5月26日 現在			
	契約額等 (円)	うち1年 超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引 為替予約取引								
売建	44,709,600	—	44,807,217	△97,617	—	—	—	—
シンガポールドル	44,709,600	—	44,807,217	△97,617	—	—	—	—
合計	44,709,600	—	44,807,217	△97,617	—	—	—	—

（注）時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - 計算期間末日において予約為替の受渡日（以下、「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該仲値で評価しております。
 - 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。
 - 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
 - 換算において円未満の端数は切捨てております。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2025年5月26日現在

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	シンガポールドル	AIMS APAC REIT	92,700	117,729.00	
		CAPITALAND ASCENDAS REIT	73,600	190,624.00	
		CAPITALAND ASCOTT TRUST	79,900	68,314.50	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	97,384	201,584.88	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	56,167	123,005.73	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL	57,900	45,162.00	
		KEPPEL DC REIT	36,898	80,437.64	
		KEPPEL REIT	76,800	65,664.00	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	30,400	58,064.00	

		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	113,300	122,364.00	
		MAPLETREE PAN ASIA COMM	44,700	52,299.00	
		PARKWAYLIFE REAL ESTATE	28,900	117,912.00	
		SUNTEC REIT	37,100	41,923.00	
	シンガポールドル 合計		825,749	1,285,083.75 (142,875,611)	
合計			825,749	142,875,611 (142,875,611)	

（注）投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

（注）１．通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。

２．合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	有価証券の合計金額に対する比 率
シンガポールドル	投資証券 13銘柄	87.24%	100.00%

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

シンガポールREITファンド（毎月分配型）

2025年5月30日現在

I 資産総額	63,317,449円
II 負債総額	11,061円
III 純資産総額（I－II）	63,306,388円
IV 発行済数量	68,412,044口
V 1単位当りの純資産額（III／IV）	0.9254円

シンガポールREITファンド（資産成長型）

2025年5月30日現在

I 資産総額	107,474,437円
II 負債総額	1,196,996円
III 純資産総額（I－II）	106,277,441円
IV 発行済数量	105,312,728口
V 1単位当りの純資産額（III／IV）	1.0092円

（参考）シンガポールREITマザーファンド

2025年5月30日現在

I 資産総額	165,251,725円
II 負債総額	－円
III 純資産総額（I－II）	165,251,725円
IV 発行済数量	157,507,338口
V 1単位当りの純資産額（III／IV）	1.0492円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿

作成しません。

3. 受益者集会

開催しません。

4. 受益者に対する特典

ありません。

5. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

6. 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

7. 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載

または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託会社は、前記①に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

8. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

9. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

10. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

11. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2025年5月末現在）

資本金の額	1,550百万円
会社が発行する株式の総数	50,000株
発行済株式総数	24,085株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

（2）会社の機構（2025年5月末現在）

① 会社の意思決定機構

定款に基づき10名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行います。また、その選任決議は、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期終了と同時に終了します。

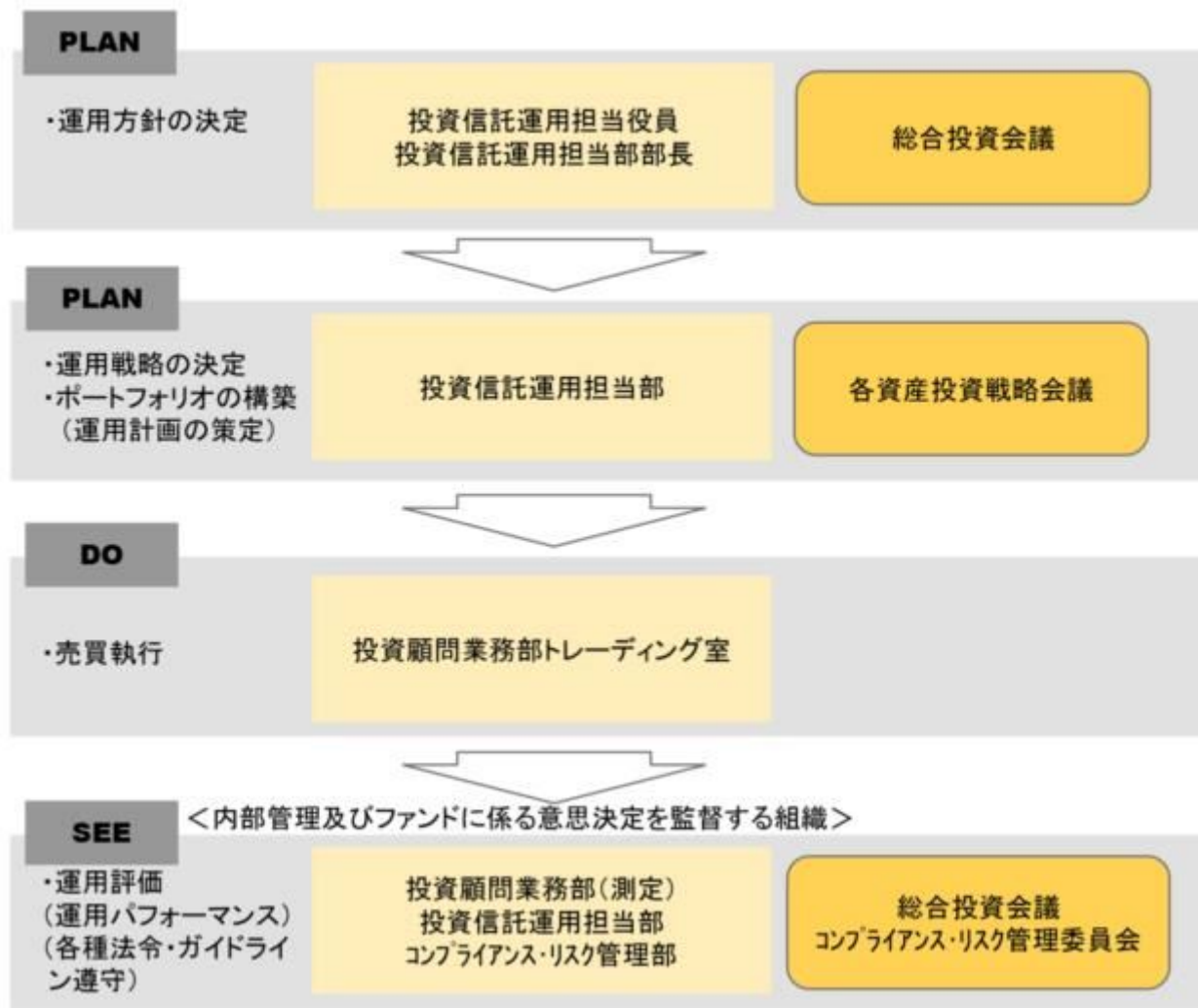
取締役会の決議によって、代表取締役を選定します。また、取締役会長、取締役社長各1名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は会日の3日前までに発します。ただし、緊急の必要のある場合には、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

- ・総合投資会議は、ファンドの運用方針の分析と決定を行います。
- ・各資産投資戦略会議は、総合投資会議の運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運用担当部が運用計画を策定します。
銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。
- ・各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。
- ・運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は2025年5月末現在、計299本（追加型株式投資信託178本、単位型株式投資信託88本、単位型公社債投資信託33本）であり、その純資産総額の合計は2,429,682百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

- 委託会社であるSOMPOアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
区分	注記 番号	金額（千円）	金額（千円）
(資産の部)			

I 流動資産					
1 現金・預金			4,034,755		4,269,903
2 前払費用			112,742		104,386
3 未収委託者報酬			1,702,469		1,826,714
4 未収運用受託報酬			4,148,794		1,177,062
5 その他			2,289		170,005
流動資産合計			10,001,052		7,548,072
II 固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物	※1		3,942		3,997
(2) 器具備品	※1		43,412		86,858
有形固定資産合計			47,354		90,856
2 無形固定資産					
(1) 電話加入権			4,535		4,535
無形固定資産合計			4,535		4,535
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券			591,110		880,236
(2) 長期差入保証金			173,961		173,961
(3) 繰延税金資産			341,629		423,116
(4) その他			31		30
投資その他の資産合計			1,106,732		1,477,345
固定資産合計			1,158,622		1,572,736
資産合計			11,159,674		9,120,808

		前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
(負債の部)					
I 流動負債					
1 預り金			15,473		9,211
2 未払金					
(1) 未払配当金	※2	1,150,000		—	
(2) 未払手数料		606,388		628,983	
(3) その他未払金	※2	216,600	1,972,988	323,996	952,980
3 未払費用			2,951,081		1,011,693
4 未払消費税等			301,562		-
5 未払法人税等			526,818		355,431
6 賞与引当金			185,326		199,137
7 役員賞与引当金			8,100		5,700
流動負債合計			5,961,351		2,534,153
II 固定負債					
1 退職給付引当金			257,375		278,036
2 資産除去債務			9,582		9,699
固定負債合計			266,957		287,735
負債合計			6,228,309		2,821,888
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金			1,550,000		1,550,000
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金			413,280		413,280
資本剰余金合計			413,280		413,280
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金			2,875,330		4,249,144
利益剰余金合計			2,875,330		4,249,144
株主資本合計			4,838,610		6,212,424
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			92,755		86,495
評価・換算差額等合計			92,755		86,495
純資産合計			4,931,365		6,298,919
負債・純資産合計			11,159,674		9,120,808

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
I 営業収益					
1 委託者報酬		8,333,682		9,303,999	
2 運用受託報酬		6,117,209	14,450,891	3,676,517	12,980,517
II 営業費用					
1 支払手数料		3,499,242		3,656,749	
2 広告宣伝費		14,970		29,623	
3 公告費		200		470	
4 調査費		5,246,032		3,823,073	
(1) 調査費		1,274,945		1,574,634	
(2) 委託調査費		3,968,103		2,245,446	
(3) 図書費		2,983		2,992	
5 営業雑経費		146,958		151,565	
(1) 通信費		13,473		18,200	
(2) 印刷費		111,483		111,241	
(3) 諸会費		22,001	8,907,404	22,123	7,661,482
III 一般管理費					
1 給料		1,780,148		1,871,844	
(1) 役員報酬		58,490		58,922	
(2) 給料・手当		1,479,591		1,554,708	
(3) 賞与		242,065		258,213	
2 福利厚生費		249,823		265,624	
3 交際費		15,575		16,599	
4 寄付金		1,330		3,330	
5 旅費交通費		35,906		34,315	
6 法人事業税		61,266		60,847	
7 租税公課		19,614		22,682	
8 不動産賃借料		221,404		219,845	
9 退職給付費用		91,397		99,690	
10 賞与引当金繰入		185,326		199,137	
11 役員賞与引当金繰入		8,100		5,700	
12 固定資産減価償却費		38,014		22,258	
13 諸経費		459,163	3,167,070	535,615	3,357,490
営業利益			2,376,417		1,961,544
IV 営業外収益					
1 受取配当金		476		5,008	
2 受取利息		0		0	
3 有価証券償還益		—		18,714	
4 為替差益		9,754		—	
5 保険配当金		626		927	
6 雑益		2,615	13,473	966	25,617
V 営業外費用					
1 有価証券売却損		7,678		301	
2 有価証券償還損		278		—	
3 為替差損		—		3,541	
4 事務過誤費		228,515		13,117	
5 雑損		241	236,712	58	17,017
経常利益			2,153,177		1,970,144
VI 特別損失					
1 有価証券評価損		—		3,789	
2 固定資産除却損	※1	0	0	—	3,789
税引前当期純利益			2,153,177		1,966,355
法人税・住民税及び事業税			695,208		672,903
法人税等調整額			△ 22,977		△ 80,362
当期純利益			1,480,946		1,373,813

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

前事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年3月31日）	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,544,383	2,544,383	4,507,664
当期変動額						

剰余金の配当				△1,150,000	△1,150,000	△1,150,000
当期純利益				1,480,946	1,480,946	1,480,946
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	330,946	330,946	330,946
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	2,875,330	2,875,330	4,838,610

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	25,466	25,466	4,533,130
当期変動額			
剰余金の配当			△1,150,000
当期純利益			1,480,946
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	67,288	67,288	67,288
当期変動額合計	67,288	67,288	398,234
当期末残高	92,755	92,755	4,931,365

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,875,330	2,875,330	4,838,610
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益				1,373,813	1,373,813	1,373,813
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）						
当期変動額合 計	—	—	—	1,373,813	1,373,813	1,373,813
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	4,249,144	4,249,144	6,212,424

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	92,755	92,755	4,931,365
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			1,373,813
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,259	△6,259	△6,259
当期変動額合計	△6,259	△6,259	1,367,554
当期末残高	86,495	86,495	6,298,919

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
器具備品	2～20年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法によっております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託事業は、信託約款に基づきファンドごとの日々の純資産総額に対し信託報酬率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。

また、成功報酬型の収益は、信託約款に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。

(2) 投資顧問事業は、投資顧問契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。

また、成功報酬型の収益は、投資顧問契約に基づき契約ごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	108,411	109,313
器具備品	177,083	198,439

※2 関係会社項目

関係会社に対する負債は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
未払金		
未払配当金	1,150,000	—
その他未払金	188	—

(損益計算書関係)

※1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
器具備品	0	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085株	一株	一株	24,085株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年3月28日取締役会	普通株式	1,150,000千円	47,747円	—	2024年3月31日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末株式数
普通株式	24,085株	一株	一株	24,085株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月29日取締役会	普通株式	1,900,000千円	78,887円	2025年3月31日	2025年5月30日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、そのほとんどが信託財産から支払われるため、回収リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（※2）	590,360	590,360	—
資産計	590,360	590,360	—

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（※2）	879,486	879,486	—
資産計	879,486	879,486	—

(※1) 「現金・預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未払金」及び「未払費用」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 以下の市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非上場株式	750	750

注1. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金	4,034,755	—	—	—

(2) 未収委託者報酬	1,702,469	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	4,148,794	—	—	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	—
株式	—	—	—	—
債券	—	—	—	—
その他	12,783	257,883	167,593	152,101
合計	9,898,803	257,883	167,593	152,101

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金	4,269,903	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	1,826,714	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	1,177,062	—	—	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	—
株式	—	—	—	—
債券	—	—	—	—
その他	5,797	348,002	267,217	258,470
合計	7,279,477	348,002	267,217	258,470

注2．社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	333,213	257,147	590,360
資産計	—	333,213	257,147	590,360

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	429,524	449,962	879,486
資産計	—	429,524	449,962	879,486

注1．時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

非上場投資信託は、委託会社から提示された基準価額によっており、レベル2又はレベル3の時価に分類しております。

注2．時価の評価プロセスの説明

時価の算定にあたっては、投資信託の基準価額を用いております。

(2) 期首残高から当事業年度末残高への調整表、当事業年度の損益に記載した評価損益

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	投資有価証券	合計
期首残高	194,750	194,750
当事業年度の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	0	0
その他有価証券評価差額金	51,397	51,397
購入、売却、発行及び決済		
購入	11,100	11,100
売却	△100	△100
発行	—	—
決済	—	—
レベル3の時価への振替	—	—
レベル3の時価からの振替	—	—
当事業年度末残高	257,147	257,147
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益	—	—

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	投資有価証券	合計
期首残高	257,147	257,147
当事業年度の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	0	0
その他有価証券評価差額金	2,815	2,815
購入、売却、発行及び決済		
購入	200,000	200,000
売却	△10,000	△10,000
発行	—	—
決済	—	—
レベル3の時価への振替	—	—
レベル3の時価からの振替	—	—
当事業年度末残高	449,962	449,962
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益	—	—

（有価証券関係）

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。
3. 子会社株式及び関連会社株式
該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
--	----	--------------	------	----

貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	479,618	336,668	142,950
	小計	479,618	336,668	142,950
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	110,742	120,000	△ 9,258
	小計	110,742	120,000	△ 9,258
合計		590,360	456,668	133,692

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	545,788	401,000	144,788
	小計	545,788	401,000	144,788
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	333,698	352,179	△ 18,481
	小計	333,698	352,179	△ 18,481
合計		879,486	753,179	126,307

5. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	187,421	22,295	29,973
合計	187,421	22,295	29,973

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	9,699	—	301
合計	9,699	—	301

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要（出向受入者に対する出向元への退職金負担額を除く。）

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	245,172	257,375
退職給付費用	40,528	49,146

退職給付の支払額	△ 28,325	△ 28,485
退職給付引当金の期末残高	257,375	278,036

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	257,375	278,036
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	257,375	278,036
退職給付引当金	257,375	278,036
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	257,375	278,036

(3) 退職給付費用

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	40,528	49,146

3. 確定拠出制度

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当社の確定拠出制度への要拠出額	43,710	43,907

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
ソフトウェア損金算入限度超過額	169,388	189,581
繰延資産損金算入限度超過額	43,352	94,289
退職給付引当金	78,808	87,514
賞与引当金	56,746	60,975
未払事業税	26,319	21,580
未払金否認	8,118	9,142
その他	7,165	8,596
繰延税金資産 小計	389,896	471,677
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 4,168	△ 5,522
評価性引当額 小計	△ 4,168	△ 5,522
繰延税金資産 合計	385,728	466,155
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 40,937	△ 39,812
株式譲渡損益	△ 3,031	△ 3,120
固定資産除去価額	△ 131	△ 107
繰延税金負債 合計	△ 44,099	△ 43,039
繰延税金資産の純額	341,629	423,116

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以

下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

グループ通算制度を適用しております。

また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が6,868千円増加し、法人税等調整額が8,005千円、その他有価証券評価差額金が1,137千円それぞれ減少し、当期純利益は8,005千円増加しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社事務所及び事業継続用事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.2%～1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
期首残高	9,422	9,582
取得	—	—
時の経過による調整額	159	116
期末残高	9,582	9,699

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
投資信託事業（基本報酬）	8,199,234	9,178,614
投資信託事業（成功報酬）	134,447	125,385
投資顧問事業（基本報酬）	2,793,161	3,192,013
投資顧問事業（成功報酬）	3,324,047	484,504
合計	14,450,891	12,980,517

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
年金積立金管理運用独立行政法人	3,413,256

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等
該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券株式会社	東京都新宿区	30	確定拠出年金業	—	投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託代行手数料の支払(注1)	838,690	未払手数料	218,649

同一の親会社を持つ会社	SOMPOリスクマネジメント株式会社	東京都新宿区	0	リスクコンサルティング業	—	投資信託等に係る委託調査	投資信託等委託調査費の支払(注2)	180,252	未払費用	171,632
-------------	--------------------	--------	---	--------------	---	--------------	-------------------	---------	------	---------

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

(注2) 委託調査費の支払いについては、一般的取引条件によっております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券株式会社	東京都新宿区	30	確定拠出年金業	—	投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託代行手数料の支払(注1)	1,002,331	未払手数料	247,773
同一の親会社を持つ会社	SOMPOリスクマネジメント株式会社	東京都新宿区	0	リスクコンサルティング業	—	投資信託等に係る委託調査	投資信託等委託調査費の支払(注2)	197,617	未払費用	193,125

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

(注2) 委託調査費の支払いについては、一般的取引条件によっております。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SOMPOホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額(円)	204,748.41	261,528.74
1株当たり当期純利益金額(円)	61,488.32	57,040.22

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益（千円）	1,480,946	1,373,813
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,480,946	1,373,813
期中平均株式数（株）	24,085	24,085

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

① 名称

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

② 資本金の額

247,369百万円（2025年3月末現在）

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2025年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 ^{※1} (単位：百万円)	事業の内容
株式会社SBI証券※2	54,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
極東証券株式会社	5,251	
松井証券株式会社	11,945	
マネックス証券株式会社※2	13,195	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196	
明和証券株式会社	511	
楽天証券株式会社	19,495	
株式会社トマト銀行※2	14,310	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社富山第一銀行	10,182	

※1 資本金の額は、2025年3月末現在

※2 資産成長型のみの取扱いとなります。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2024年12月 3日	臨時報告書
2025年 2月21日	有価証券届出書
2025年 2月21日	有価証券報告書
2025年 3月 3日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2025年6月12日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小 林 弘 幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSOMPOアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SOMPOアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸

表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月28日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 森 重 俊 寛

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 徳 山 勇 樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシンガポールREITファンド（毎月分配型）の2024年11月26日から2025年5月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンガポールREITファンド（毎月分配型）の2025年5月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職

業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月28日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 森 重 俊 寛

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 徳 山 勇 樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシンガポールREITファンド（資産成長型）の2024年11月26日から2025年5月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンガポールREITファンド（資産成長型）の2025年5月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職

業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。